

短期入所施設 のぞみ大門 運営規程

(単独 従来型)

～目 次～

第1章 事業の目的及び運営方針等	2
第2章 従業者の種類、員数及び業務内容	2
第3章 サービス利用に当たっての留意事項	3
第4章 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	4
第5章 非常災害対策	6
第6章 その他運営に関する重要事項	6
第7章 雜 則	8

第1章 事業の目的及び運営の方針等

(目 的)

- ・有限会社ウジャトが運営する「短期入所施設 のぞみ大門」（以下、事業者）の事業の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、事業所で短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たる従業者（以下、従業者）が、利用者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービス（以下、サービス）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- ・従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話 及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(利用定員)

- ・利用定員は従来型個室38名とする。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種及び定数)

- ・当施設に次の従業者を配置する。

職種	人数	勤務体制	備考
医 師	2名	非常勤専従	
管理者	2名	常勤兼務	介護職員兼務
生活相談員	2名	常勤専従	
介護職員	13名 1名 4名	常勤専従 常勤兼務 非常勤専従	管理者兼務
看護職員	1名	常勤兼務	准看護師 (機能訓練指導員兼務)
機能訓練指導員	1名	常勤兼務	准看護師兼務
栄養士	1名	非常勤専従	

- ・上記に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従業者を置く事とする。

(職務)

- ・従業者の職務内容は次のとおりとする。

～医 師～

個々の身心の状況に応じ、看護職員と連携を図り健康管理を行います。

～管理者～

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

～生活相談員～

入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

～介護職員～

入所者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入所者が自立した日常生活を営むまでの課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

～看護職員～

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

～機能訓練指導員～

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

～栄養士、調理士～

入所者に提供する食事の管理、調理、入所者の栄養指導に従事する。

第3章 サービス利用に当たっての留意事項

(内容及び手続きの説明及び同意等)

- ・事業者は、サービス提供の開始に際、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。
- ・事業者は、正当な理由なくサービス提供を拒んではならない。
- ・事業者は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービス提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

- ・事業者は、サービス提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定及び、要支援認定（以下、介護認定）の有無、介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- ・事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービス提供するよう努めるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

- ・事業者は、介護認定を受けていない利用申込者に対しては介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- ・事業者は、介護認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

- ・事業者は、サービス提供に当たり、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(サービスの開始及び終了)

- ・事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、サービス提供するものとする。
- ・事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービス提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

- ・サービス提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供するものとする。

第4章 サービスの内容、及び利用料その他の費用の額 (サービスの取扱方針)

- ・事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止にするよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- ・事業者は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- ・従業者は、サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- ・事業者は、サービス提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者が生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- ・事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- ・事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(短期入所生活介護計画、及び介護予防短期入所生活介護計画)

- ・管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画、及び介護予防短期入所生活介護計画（以下、短期入所計画）を作成するものとする。
- ・短期入所計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- ・管理者は、短期入所計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に對して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- ・管理者は、短期入所計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。

(介護内容)

- ・介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。
 - ① 週間に2回以上、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）
 - ② 排泄の自立についての必要な支援
 - ③ おむつを使用せざるを得ない利用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え。
 - ④ 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

(食事の提供)

- ・事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。
- ・事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

(機能訓練)

- ・事業者は、利用者の心身状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

- ・医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。
- ・従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(相談及び援助)

- ・事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

- ・事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
- ・事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用料等の受領)

- ・介護保険適用サービスにつきましては『料金別紙』にてご確認ください。
- ・事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
 - ①食事の提供に要する費用
 - ②滞在に要する費用
 - ③通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用
 - ④理美容代
 - ⑤その他サービス提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當であると認められるもの。
- ・上記に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。
- ・費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書により説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

- ・事業者は、法定代理サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
(通常の送迎の実施地域)
・上記に規定する通常の送迎の実施地域は、函館市（旧4町村を除く）とする。

第5章 非常災害対策

- ・事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第6章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

事業者は、サービス提供を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- ①正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

- ・事業者は、利用者に対し適切なサービス提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておくものとする。
- ・事業者は、事業所の従業者によってサービス提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- ・事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(衛生管理等)

- ・事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(掲示)

- ・事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示するものとする。

(秘密の保持等)

- ・従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者に対する秘密の保持に関する措置については、別に定める。

- ・事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(苦情等への対応)

- ・事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- ・苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- ・事業者は、利用者及びその家族からの苦情に関して市及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

(地域等との連携)

- ・事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めるものとする。

(緊急時及び事故発生時の対応方法)

- ・ご利用者の病状急変等の緊急時対応方法

(介護予防) 短期入所生活介護の提供中に、ご利用者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時には、主治医へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。また、ご利用者のご家族に速やかに連絡させていただきます。病状等の状況によっては、事業所の判断により救急車による搬送を要請する場合もあります。

- ・事故発生時の対応方法

当事業所がご利用者に対して行う（介護予防）短期入所生活介護の提供により、事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族・担当ケアマネジャー・市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所がご利用者に対して行った（介護予防）短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

事故については、事業所として事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

(記録の整備)

- ・事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- ・事業者は、利用者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - ①短期入所計画
 - ②提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ③身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - ④市町村への通知に係る記録
 - ⑤苦情の内容等の記録
 - ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

第7章 雜 則

- ・この規程の改正は理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成23年12月 5日から施行する。
この規程は、平成24年 4月 7日から変更する。
この規程は、平成24年 5月 1日から変更する。
この規程は、平成24年10月 1日から変更する。
この規程は、平成25年 4月 6日から変更する。
この規程は、平成25年10月 1日から変更する。
この規程は、平成25年12月 1日から変更する。
この規程は、平成26年 4月 1日から変更する。
この規程は、令和元年12月 1日から変更する。
この規程は、令和 3年 4月 1日から変更する。